

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第47号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年2月25日 23時05分ごろ
発生場所	香川県高松市男木島 ^{おぎ} 西方沖の備讃瀬戸東航路中央第3号灯浮標 男木島灯台から真方位258° 2.3海里付近 （概位 北緯34° 25.6′ 東経134° 00.9′）
事故等調査の経過	平成25年4月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 燕州丸 ^{えんしゅう} 、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141109、中栄マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部に擦過傷 灯浮標 凹損及び電球2個が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、コークス約1,209tを積載し、船長が単独で船橋当直に当たり、男木島西方沖の備讃瀬戸東航路を076°の真針路及び約13ノットの対地速力で自動操舵によって航行した。 船長は、備讃瀬戸東航路中央第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の灯光を視認した際、本件灯浮標から離れて航行しているものと思い、同じ針路及び速力で航行中、衝突直前に手動操舵に切り替えて左舵を取ったが、平成25年2月25日23時05分ごろ本船の右舷船首部が本件灯浮標に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 高潮時
その他の事項	船長は、レーダー及びGPSプロッターに本件灯浮標の映像が表示されていたが、本船と本件灯浮標との距離を確認しなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、備讃瀬戸東航路を東北東進中、船長が、本件灯浮標の灯光を視認した際、本件灯浮標から離れて航行しているものと思い、レーダー及びGPSプロッターにより、本船と本件灯浮標との距離を確認しなかったことから、本件灯浮標に接近して航行し、本件灯浮標に衝

	突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、備讃瀬戸東航路を東北東進中、船長が、本件灯浮標から離れて航行しているものと思い、レーダー及びGPSプロッターにより、本船と本件灯浮標との距離を確認しなかったため、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 灯浮標などの航路標識を視認した場合には、レーダー及びGPSプロッターにより、航路標識までの距離を確認しながら航行すること。